

津山市中高層建築物による電波障害に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中高層建築物を建築しようとする場合において、近隣関係者との間に生じる電波障害に関する紛争を未然に防止するために必要な事項を定め、地域の良好な居住環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び同施工法(昭和25年政令第338号)において使用する用語の例によるほか、次の各号のとおりとする。

(1) 電波障害 テレビジョンの放送電波に係る受信障害をいう。

(2) 建築物の高さ 地盤面からの高さをいう。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。

(適用地域及び適用対象建築物)

第3条 この要綱の適用対象建築物は、建築する建築物が別表(あ)の欄に掲げる各地域にある同表(い)の欄に掲げる建築物とする。

2 別表(あ)の欄に掲げる各地域に隣接する地域内に建築する建築物の高さが10メートルを超える建築物が適用地域内に電波障害を発生させる場合は、適用地域内に限り、この要綱を適用する。

(電波障害予想範囲の調査)

第4条 適用対象建築物を建築しようとする建築主(以下「建築主」という。)は、事前に当該適用建築物により電波障害の生ずる恐れのある範囲を調査し、把握しなければならない。

(防止義務)

第5条 建築主は、前条の調査により電波障害を生じさせることとなる場合は、電波障害を受けることとなる関係者と事前に協議し、その防止措置を講じなければならない。

(建築計画書等の提出)

第6条 建築主は、適用対象建築物の建築確認申請書又は計画通知書を建築主事あてに提出する前に、次の各号に定める図書を市長に提出しなければならない。

(1) 建築計画書(様式1号)

(2) 附近見取図(2500分の1)

(3) 配置図、平面図、立面図及び断面図(200分の1以上)

(4) 電波障害予想図

(5) 附近状況図(500分の1以上)

附近の鳥、建築物の位置及び用途並びに所有者及び賃借権者等の氏名が識別できるもの

(6) 事前協議の結果報告書など

事前協議の日時、関係者の住所及び氏名、主な質疑応答内容、協議書(様式2号)又は協議が成立しない場合にはその理由書等

(7) 誓約書(様式3号)

津山市中高層建築物による電波障害に関する指導要綱

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

平成 7 年 4 月 1 日 告示第 16 号

改正 平成 8 年 3 月 12 日 告示第 75 号

別表（第 2 条関係）

(あ)	(い)
地 域	制限を受ける建築物
第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域	軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は 地階を除く階数が 3 以上の建築物
第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	高さが 10 メートルを超える建築物
第 1 種住居地域 第 2 種住居地域	高さが 10 メートルを超える建築物

この表において、高さとは建築基準法に施行令第 2 条第 2 項に規定する地盤面から算定するものとする。

届け出に必要な図書

届出書には次の書類が必要です。

1. 正本、副本の 2 部必要です。
2. 建築計画書（様式第 1 号）
3. 附近見取図（都市計画 2500 分の 1）
4. 配置図、平面図、立面図及び断面図（200 分の 1 以上）
5. 電波障害予想図
6. 付近状況図（500 分の 1 以上）
付近の土地、建築物の位置及び用途並びに所有者及び賃借権者の氏名が
識別できるもの
7. 事前協議の結果報告書（様式 2 号）
事前協議の日時、関係者の住所及び氏名、主な質疑応答内容、又は協議が
成立しない場合にはその理由書等
8. 誓約書（様式 3 号）

届出書の作成要領

- 大きさ A 4 判（図面共）
綴 方 左とじ
表 示 図面右下に図面名、縮尺を表示してください。
委 任 代理人によって届出を行う場合にあっては、委任状を添付してください。